

創業・スタートアップ支援

新たに事業を始める方や事業開始後税務申告を2期終えていない方へ

## 創業期における無担保・無保証人融資の見直しにかかるご案内

＜令和6年度予算(政府案)の成立を前提としています＞

自己資金の要件や3,000万円の融資限度額が設けられていた「新創業融資制度」は、令和6年3月31日をもってお取扱いを終了します。

これに伴い、令和6年4月1日からは、新創業融資制度の適用なく、無担保・無保証人で各種融資制度をご利用いただけます。

(令和6年4月から)

POINT  
1

無担保・無保証人で各種融資制度をご利用いただけます。

POINT  
2

「各種融資制度に定める融資限度額」までご利用いただけます。

(※)一例として新規開業資金をご利用の場合は、7,200万円(うち運転資金4,800万円)が融資限度額となります。

POINT  
3

各種融資制度所定の利率で、無担保・無保証人融資をご利用いただけます。

(※)法人のお客さまにおかれましては、各種融資制度に定める利率に原則0.2%が上乗せされます。

※審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。



日本政策金融公庫  
国民生活事業